

成城学園前駅周辺地区 地区街づくり計画

地区街づくり計画とは

小田急小田原線の連続立体交差事業を契機に、生活拠点である成城学園前駅周辺を、成城町の良好な住宅地と調和した商業環境の改善と、豊かな歩行者環境の創出を目指して、世田谷区街づくり条例に基づき、成城学園前駅周辺地区地区街づくり計画として定めたものです。

この計画に併せて街づくり誘導地区として指定された当該地区内において建築行為等を行う場合、着手日の **30 日前までに世田谷区へ事前の届出**が必要です。

※当該街づくり誘導地区の区域は成城学園前駅周辺地区地区計画の区域が同一のため、都市計画法に基づく地区計画の届出が必要です。なお、地区街づくり計画に基づく届出は不要です。

街づくり誘導地区指定と区域及び届出先等は下記の通りです。

記

1. 名 称 成城学園前駅周辺地区地区街づくり計画(裏面参照)
2. 誘導地区指定 平成 13 年 6 月 5 日 世田谷区告示第 3 3 7 号
3. 区 域 成城二丁目、五丁目及び六丁目各地内(裏面計画図参照)
4. 届出が必要な行為 ①土地の区画形質の変更
②建築物の建築又は工作物の建設
③建築物等の用途の変更
④建築物等の形態又は意匠の変更
⑤木竹の伐採
5. 成城学園前駅周辺地区と成城地区の街づくりについて

成城学園前駅周辺地区では、当該地区街づくり計画の目標・方針並びに成城地区街づくり計画(平成 29 年 5 月 2 日策定)の目標・方針に基づき、「みどりとゆとりに包まれた公園のような環境をもつまち」を目指し、成城の玄関にふさわしい駅周辺の商店街と良好な住環境を持つ住宅地とが調和した成城らしい市街地の形成を図ります。

届出先・問合せ先 世田谷区砧総合支所街づくり課
世田谷区成城 6-2-1
TEL 3482-2594
FAX 3482-1471

成城学園前駅周辺地区地区街づくり計画

名 称	成城学園前駅周辺地区地区街づくり計画
位 置	成城二丁目、五丁目及び六丁目各地内
面 積	約 14.1 ha
街づくりの目標	東京都市計画都市高速鉄道第9号線（小田急小田原線）の連続立体交差事業を契機として、生活拠点である成城学園前駅周辺を成城町の良好な住宅地と調和した商業環境の改善と交通施設等の整備及び豊かな歩行者環境を創出する。
街づくりの基本方針	<p>1) 成城町は、大正末期から昭和初期にかけて理想の学園都市として創造された街であり、歴史と文化が薫る、緑豊かな成城町の玄関に相応しい、落ち着いた魅力ある街をつくることを理念とする。</p> <p>2) 成城町の創造の精神と理念に則り、人間本位の生活環境を目指し、下記の共通の価値観をもって、地域住民による、住民のための街づくりを行うことを原則とする。</p> <p>①学園都市としての文化的機能（文化施設・交流）の充実。</p> <p>②緑と静穏を大切にし、自然と共生する街。</p> <p>③美しく調和のとれた街づくりを行い、清潔に維持する。</p> <p>④健全で、魅力ある商店街の形成とその活性化。</p> <p>⑤安心して楽しく歩ける街。</p> <p>⑥高齢者や障害者など誰もが安心して暮らせる街。</p> <p>⑦自動車の流入抑制など交通環境の改善。</p> <p>⑧治安に配慮し、安全に生活できる街。</p> <p>⑨心のふれあいや、豊かな人間関係を大切にしたい、暖かい地域社会の形成。</p>
土地利用の方針	<p>成城学園前駅周辺地区街づくりの基本方針を尊重し、基本方針に則った街づくりを行うため、土地利用の地区別方針を定める。</p> <p>1) 商業・業務地区では、健全で魅力ある商店街の形成と活性化を図る。</p> <p>2) 住宅・商業混合地区では、地区の環境を壊さないよう、住宅と商業の程よい調和を図る。</p>
交通施設の整備に関する方針	<p>1) 交通広場に関する整備の方針</p> <p>①補助 217 号線東側に、成城学園前駅を発着する路線バス、タクシーが円滑に運行できる乗降・待機場所及び送迎用自家用車の乗降場所を配置し、整備する。</p> <p>②周辺地域の環境との調和を図る。</p> <p>③バスが駅前南北骨格道路に運行する場合にも対応できるよう整備する。</p> <p>④西口改札口が設置された場合には、歩行者が安全で円滑に通行できるよう整備する。</p> <p>⑤バス、タクシーの効率的な運行のため、事業者と協議する。</p> <p>⑥住民の意見を十分反映させた、安全で快適な交通広場を整備する。</p> <p>2) 補助 217 号線の整備の方針</p> <p>①交通広場への円滑な交通処理を行うために、補助 217 号線に必要最小限の右折レーンを設ける。</p> <p>②歩行者の安全を確保するために、信号機の充実、速度制限の徹底を図り、及び拡幅部分には十分な幅のある歩道を整備する。</p>

	<p>3) 交通施設（都市施設）の配置の方針</p> <table border="1" data-bbox="481 167 1771 292"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 模</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画道路世区街1 1号線附属交通広場</td> <td>面積 5,000 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京都市計画道路補助線街路第2 1 7号線</td> <td>幅 16m</td> <td>拡幅</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規 模	備 考	東京都市計画道路世区街1 1号線附属交通広場	面積 5,000 m ²		東京都市計画道路補助線街路第2 1 7号線	幅 16m	拡幅						
名 称	規 模	備 考														
東京都市計画道路世区街1 1号線附属交通広場	面積 5,000 m ²															
東京都市計画道路補助線街路第2 1 7号線	幅 16m	拡幅														
<p>その他の施設の整備に関する方針</p>	<p>1) 駅中央南北小広場の整備の方針</p> <p>① 駅利用者及び駅周辺の歩行者が心地よく集い憩える場として、緑が豊かで成城町の表玄関にふさわしい駅前空間を駅舎自由通路の南北に設ける。</p> <p>② 駅中央北小広場は、駅舎ビルの環境空地として整備する。</p> <p>2) 自転車等駐車場の整備の方針</p> <p>① その他の施設の配置の方針の台数を確保するよう、新たな自転車等駐車場を整備する。</p> <p>② 民営自転車等駐車場育成補助金の活用による、自転車駐輪場の充実を図る。</p> <p>③ 既存自転車等駐車場の有効利用を図る。</p> <p>④ 自転車等駐車場は、デザイン、植栽等に配慮して、周囲の環境に調和するよう整備する。</p> <p>3) 回遊性道路の整備の方針</p> <p>① 駅周辺の道路は、駅を中心とした歩行者が安心して回遊できる魅力的な道路づくりを行う。</p> <p>② 回遊性道路は、駅前南北骨格道路、駅中央南北小広場及び自由通路と共に南北商店街を一体のものとして整備する。</p> <p>③ 歩道の整備は、成城六丁目の銀杏並木通りと同程度の整備とする。</p> <p>④ タクシー、乗用車の乗り入れ、駐車禁止、時間帯規制、一方通行等の交通規制は、交通管理者と協議する。</p> <p>⑤ バスの運行経路は、関係機関等と協議を行う。</p> <p>⑥ 駅前南北骨格道路は、快適な歩行空間を確保するとともに、電線の地中化を図る。</p> <p>⑦ 回遊性道路沿道は、共同建替や協調建替を誘導することによる公共的空地の確保を図り、ゆとりある歩行空間と良好な街並を整備する。</p> <p>4) その他の施設の配置の方針</p> <table border="1" data-bbox="519 1134 1809 1342"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 模</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅中央南小広場</td> <td>面積 900 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駅中央北小広場</td> <td>面積 360 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自転車等駐車場</td> <td>3,900 台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>回遊性道路</td> <td>幅員 約 4m～12m</td> <td>既存道路</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規 模	備 考	駅中央南小広場	面積 900 m ²		駅中央北小広場	面積 360 m ²		自転車等駐車場	3,900 台		回遊性道路	幅員 約 4m～12m	既存道路
名 称	規 模	備 考														
駅中央南小広場	面積 900 m ²															
駅中央北小広場	面積 360 m ²															
自転車等駐車場	3,900 台															
回遊性道路	幅員 約 4m～12m	既存道路														
<p>建築物等の整備に関する方針</p>	<p>1) 商業・業務地区では、健全で魅力ある商店街の形成と活性化を図るため、以下の方針を定める。</p> <p>① 調和のある、緑に配慮した美しい街づくり</p>															

	<ul style="list-style-type: none"> ②楽しく憩える空間づくり（共同建替、協調建替の誘導） ③高齢者や障害者にやさしい店づくり ④魅力ある店舗の育成 ⑤風俗営業の規制 ⑥商店街ぐるみの街づくり <p>2) 住宅・商業混合地区では、地区の環境を壊さないよう、住宅と商業の程よい調和を図るため、以下の方針を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住宅地の環境に調和した商店づくりと業種の規制 ②日照等に配慮した建物の高さ制限 ③生垣や街路樹等の緑の増進
<p>その他当該地区に関する方針</p>	<p>1) 当該地区は、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づく「推進地区」として、駅周辺の街づくりにおける施設の整備及び商店づくりに際し、積極的に高齢者、障害者等すべての人に配慮したバリアフリー化を図る。</p> <p>2) 大踏切（補助 217 号線）西側の鉄道軌道敷上部については、関係機関等と今後協議する。</p>

成城学園前駅周辺地区地区街づくり計画 計画図 【世田谷区決定】

